

花見川区地域活性化支援事業に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花見川区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「花見川区地域活性化支援事業」について必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 要綱第2条第1項第1号に定める事業の「補助対象者」は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (2) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体でないこと。
- (3) 暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (4) 団体の事務所が千葉市内にあるもの。（団体が事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住していること。）
- (5) 団体の代表者が未成年ではないこと。（ただし、代表者が未成年である団体において、当該支援事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合はこの限りではない。）

(事業の条件等)

第3条 補助事業は、次の各号に定めるすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 主として花見川区内での活動であること。
- (2) 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。
- (3) 申請年以降も継続的に行う見込みがあること。

(対象外となる事業)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 特定団体の構成員を主な対象とする事業
- (2) 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- (3) 当年度に千葉市の他の補助金を受給する事業（見込みも含む）
- (4) 講習会・イベントの開催のみを目的とした事業
- (5) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業
- (6) 補助を受けようとする団体が過去に実施していた事業と同一、もしくはそれに類する内容（対象、場所、活動内容が全て類似）で新規性の乏しい事業
- (7) 補助を受けようとする団体が過去に同一、もしくはそれに類する内容（対象、場所、活動内容が全て類似）で花見川区ふれあい事業、または花見川区自主企画事業の補助を受けている事業

(審査)

第5条 要綱及びこの要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、審査委員会による審査を行うものとする。ただし、地域活性化支援事業に係る補助金の交付決定を受けている補助対象者が、同一補助事業について、当初交付決定の翌年度以降、継続して申請する場合にあっては、審査委員会の審査を省略することができる。

2 前項の審査にあたっては、外部のアドバイザーの意見を参考にすることができるものとする。

3 第1項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

(報告会)

第6条 区長は、要綱による補助金の交付決定を受けた団体に対し、区長の指定する事業報告会への出席を求めることができる。

(公表)

第7条 区長は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第23条及び第24条の趣旨にのっとり、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類（条例第7条に定める「不開示情報」を除く。）又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧場所 花見川区役所地域振興課事務室内

(2) 閲覧時間 花見川区役所の事務取扱時間

(3) 閲覧期間 補助金の交付を決定してから5年間

2 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、前項と同様の方法により、団体自ら一般の閲覧に供するよう求めることができる。ただし、前項第3号に定める期間については2年間とする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 「地域で育む花見川区づくり活動支援に係る実施要領（平成23年6月20日施行）」は、平成25年3月31日をもって廃止する。ただし、同要領第8条の規定は、閲覧に供すべき期間においてなお効力を有するものとする。

附 則

1 この要領は平成26年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年1月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。